

# 広島県農地中間管理事業の推進に関する基本方針

## I 趣旨

この基本方針は、「農地中間管理事業の推進に関する法律」第3条に基づき、広島県において、効率的かつ安定的な農業経営を営む者（以下「担い手」という。）が利用する農用地の面積の目標、農地中間管理事業の推進に関する基本的な方向等について定めるものである。

## II 基本方針

### 1 担い手が利用する農用地の面積の目標

国全体の集積目標「担い手に全農地の8割を集積」を達成するため、広島県における担い手が利用する農用地の面積目標は、次のとおりとする。

	現在（平成24年度）	概ね10年後（平成35年度）
耕地面積（①）	56,900ha	56,900ha
うち担い手が利用する面積（②）	10,909ha	26,174ha
担い手への集積率（②／①）	19.2%	46%

### 2 1以外の農地中間管理事業の推進により達成しようとする農用地の利用の効率化及び高度化の促進に関する目標

農地中間管理機構（以下「機構」という。）が貸付を行う担い手が利用する農用地の分散錯圃等の状況を把握し、連たん化・団地化を図ること。

### 3 農地中間管理事業の推進に関する基本的な方向

- （1） 機構を担い手への農用地の集積・集約化を進める中核的な事業体として位置づけ、関係機関との連携を密にして、最大限に活用すること。
- （2） 集積された農用地については、集落法人、農業参入企業、認定農業者等の育成・確保、規模拡大や経営の効率化を目的として、その利用を図ること。
- （3） 農地中間管理事業は、「人・農地プラン」が実質化され、地域ぐるみで農用地の集積・集約化に取り組む区域や農用地の利用の効率化及び高度化を促進する効果が高い区域などにおいて重点的に実施すること。
- （4） 機構は、利用することが著しく困難な農用地や貸付が見込まれない農用地については、農地中間管理権を取得しないものとする。
- （5） 機構は、農用地の滞留期間を極力短縮するため、定期的に借受希望者を募集して受け手リストを作成し、借受と貸付を同時に調整すること。また、担い手の確保が困難な地域においては、他地域の担い手や農業参入を希望する企業等に対し、募集に応じるよう働きかけるものとする。
- （6） 機構は、借り受けた農用地について、借受希望者とのマッチングを進めても貸付ができない場合には、契約を解除することもできる。
- （7） 農用地の改良、造成又は復旧等は、国や県の農業農村整備事業を活用して実施すること。

#### 4 農地中間管理事業の実施方法

- (1) 農地中間管理事業は、3 (1) のとおり、機構が中核的な事業体として実施するものとする。
- (2) 農地中間管理事業については、機構が策定する「農地中間管理事業規程」（以下「事業規程」という。）に沿って実施する。
- (3) 事業規程には、次の事項を定めるものとする。
  - ① 事業の基本方針
  - ② 農地中間管理事業を重点的に実施する区域の基準
  - ③ 農地中間管理権を取得する農用地等の基準
  - ④ 借受希望者の募集等について
  - ⑤ 貸付希望者の把握及び農地中間管理権の取得の方法
  - ⑥ 貸付先の決定に係る基本的な考え方
  - ⑦ 賃料の水準等について
  - ⑧ 農地中間管理権の設定又は移転に係る契約等の解除について
  - ⑨ 農用地等の利用条件改善業務の実施基準について
  - ⑩ 相談又は苦情に応じるための体制について
  - ⑪ 業務委託について
  - ⑫ その他必要な事項
- (4) 農用地利用配分計画については市町及び市町が指定した者が原案を定めることとし、機構は、その内容が事業規程に適合すると判断した場合には、その計画を決定する。
- (5) 市町が、機構を経由した賃借権の設定等を一括で行う農用地利用集積計画を作成する場合は、機構は、市町段階において貸付先決定ルールに即した貸付けの検討が行われ、農用地利用集積計画への同意を円滑に進められるよう、必要に応じて、市町等と連携して事前の話し合いの段階から参画するものとする。
- (6) 機構は、市町の同意を得た上で、業務の一部を市町に委託することができることとする。また、JA等が当該業務を適切に行うことができると認められる場合には、市町に代えて、JA等に委託することができるものとする。

##### 【業務委託の内容】

相談窓口、出し手の掘り起こし、借受予定農用地の位置・権利関係の確認、出し手との交渉、契約締結事務、利用条件改善業務の実施、借受希望者との交渉、農地中間管理権を有する農用地の貸付を行うまでの管理等

#### 5 農地中間管理事業に関する普及啓発

- (1) 機構は、「人・農地プラン」の作成・見直しのプロセスにおいて、地域の関係者に機構の活用方法等について、周知徹底を図ること。
- (2) 機構は、県や各市町等が実施する農業関連の研修や勉強会を活用して、農地中間管理事業による担い手への集積・集約化の機運の醸成を図ること。

#### 6 県、市町、機構及び関係団体等の連携及び協力

県、機構、市町（農業委員会含む）、JA等関係団体は、各組織の役割分担を明確にした上で、相互の連携・協力により農地中間管理事業の円滑な実施に努めること。